

平成25年第4回竜王町議会定例会（第1号）

平成25年12月5日

午後1時00分開会

於 議 場

**1 議 事 日 程（第1日）**

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議第 79号 竜王町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 4 議第 80号 竜王町災害対策基金条例
- 日程第 5 議第 81号 竜王町国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議第 82号 竜王町介護保険条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議第 83号 竜王町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議第 84号 竜王町農村下水道使用料条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 議第 85号 竜王町下水道使用料条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議第 86号 竜王町公共下水道事業に係る受益者の負担に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第11 議第 87号 竜王町給水条例の一部を改正する条例
- 日程第12 議第 88号 竜王町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第13 議第 89号 平成25年度竜王町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第14 議第 90号 平成25年度竜王町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）
- 日程第15 議第 91号 平成25年度竜王町国民健康保険事業特別会計（施設勘定）補正予算（第3号）
- 日程第16 議第 92号 平成25年度竜王町学校給食事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第17 議第 93号 平成25年度竜王町下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第18 議第 94号 平成25年度竜王町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第19 議第 95号 平成25年度竜王町水道事業会計補正予算（第4号）

- 日程第20 議第 96号 動産の取得について
- 日程第21 議第 97号 指定管理者の指定につき議決を求めることについて
- 日程第22 議第 98号 指定管理者の指定につき議決を求めることについて
- 日程第23 議第 99号 指定管理者の指定につき議決を求めることについて
- 日程第24 議第100号 指定管理者の指定につき議決を求めることについて
- 日程第25 議第101号 指定管理者の指定につき議決を求めることについて
- 日程第26 議第102号 指定管理者の指定につき議決を求めることについて
- 日程第27 議第103号 指定管理者の指定につき議決を求めることについて
- 日程第28 議第104号 指定管理者の指定につき議決を求めることについて
- 日程第29 議第105号 指定管理者の指定につき議決を求めることについて
- 日程第30 議第106号 指定管理者の指定につき議決を求めることについて
- 日程第31 議第107号 指定管理者の指定につき議決を求めることについて
- 日程第32 議第108号 滋賀県市町土地開発公社の解散について
- 日程第33 議第109号 八日市布引ライフ組合規約の変更につき議決を求めることについて
- 日程第34 議第110号 東近江行政組合規約の変更につき議決を求めることについて
- 日程第35 議第111号 平成24年度滋賀県自治会館管理組合一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第36 議員派遣について

## 2 会議に出席した議員（10名）

1番	小森重剛	2番	竹山兵司
4番	岡山富男	5番	山田義明
6番	内山英作	7番	貴多正幸
8番	古株克彦	9番	松浦博
11番	菱田三男	12番	蔵口嘉寿男

## 3 会議に欠席した議員（2名）

3番	若井敏子	10番	西村公作
----	------	-----	------

## 4 会議録署名議員

11番	菱田三男	1番	小森重剛
-----	------	----	------

## 5 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者

町長	竹山秀雄	副町長	川部治夫
教育長	岡谷ふさ子	会計管理者	赤佐九彦
総務政策主監兼 産業建設主監	福山忠雄	住民福祉主監	松瀬徳之助
総務課長	奥浩市	政策推進課長	杼木栄司
生活安全課長	井口清幸	住民税務課長	犬井教子
健康推進課長	嶋林さちこ	産業振興課長兼 農業委員会事務局長	田邊正俊
建設計画課長	井口和人	上下水道課長	徳谷則一
工業団地推進課長	尾崎康人	教育次長	山添登代一
学務課長	市田太芽男	生涯学習課長	竹内修

## 6 職務のため議場に出席した者

議会事務局長	若井政彦	書記	白井由美子
--------	------	----	-------

開会 午後1時00分

○議長（蔵口嘉寿男） 皆さん、こんにちは。

ただいまの出席議員数は、10人であります。よって、定足数に達していますので、これより平成25年第4回竜王町議会定例会を開会いたします。

会議に入ります前に町長より発言の申し出がございますので、これを認めることにいたします。竹山町長。

○町長（竹山秀雄） 皆さん、こんにちは。平成25年第4回竜王町議会定例会の開会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

師走月に入りましてさすがに朝夕は冷え込むようになってまいりましたし、慌ただしさも加わってきましたが、議員の皆様には、御壮健にて日夜を問わず議会の諸活動に御専念をいただいておりますことに深甚の感謝と敬意を表する次第でございます。

また、平素は、町行政全般にわたりまして格段の御指導と御鞭撻を賜り、改めて衷心より厚く御礼を申し上げます。

本日、第4回定例会を招集させていただきましたところ、議員の皆様には何かと御多用の中を万障お繰り合わせの上御出席くださいますことありがとうございます。12月20日までの会期の予定でございますが、この間何とぞよろしく願い申し上げます。

さて、平成25年の11カ月余りを振り返らせていただきますと、3月の第1回定例会において副町長人事案件を提出しお認めをいただいたところでありました。

新しい体制での出発点となりましたその日の夕刻でございましたが、県の計量検定所から水道量水器期限切れ警告書が私の手元に届きました。2,653個もの水道量水器が期限切れとなっており、計量法に抵触する事態を引き起こしたものであります。平成17年、平成19年にも同様の不祥事を発生させていることも判明し、三度に及ぶことから今回の強い警告文書になったものであります。

本件に関しましては、弁明の余地は全くなく、計量検定所への謝罪、住民皆様へのおわびと事態收拾の対応等々説明の上、一刻も早く交換作業を完了するべく、役場内にてはプロジェクトチームを設置し、町内4業者との連携にて夏場の猛暑が続く中、懸命の作業を続けましてようやくにして9月4日に最終の1個の交換取りかえを終えることができました。

この間、議員の皆様からも適切なる御助言をいただき、また住民皆様からも御

協力と御理解をいただき感謝の念でいっぱいでございます。ありがとうございます。失った信頼ははかり知れないほど大きく、一挙に取り戻せるものではありません。毎日の仕事を進めていく中で、また町の皆さんと接していく中で姿勢を正し、丁寧な対応を積み重ねていく中からしか信頼回復への道はないものとわきまえているところであります。

水道問題が落ちつきほっとしたのもつかの間、9月16日未明には台風18号が本州に上陸し、全国各地に大きな爪跡を残しました。

本町にありましては、日野川の水位が上昇を続け、安吉橋の水位計にて避難判断水位の3.75mをはるかに越え、最高位6.39mに達したところであります。この数値は、計画高水位6.0mをも上回る数値でありますし、現場にいた職員の目視報告では一時6.50mにもなっており、いつ決壊してもおかしくない逼迫した状況になったところであります。

かかる差し迫った折に、弓削自治会より、日野川堤防が祖父川との合流点近くで5mにわたって崩れ落ち、水が湧き出している状態ですぐさま手を打たないと大変な事態を招くとの連絡が災害対策本部に入りました。

本部からは、町の建設工業会へ出動をお願いし、私は現場へ出向きましたが、一刻も早い対応をとらないと決壊間違いなしと判断し、建設工業会会長に、「危険なことは承知しているが、住民の皆さんのために作業に当たってほしい」と伝え、1トン袋積み上げの作業を実施していただいたことから決壊の難を逃れた次第であります。

同じころに祖父川にても崩落があり、こちらは県の対応にて修復してもらいましたが、建設工業会へは、素早い対応と適切なる応急対応の工事を行っていたことに対しまして、町及び県の東近江土木事務所から感謝状を贈らせていただいたところであります。

ここ数年、異常気象が進んでいることを実感する中、今回のような大雨と洪水は、この先期間を短くして起こってくるものと考えねばなりません。

残る被災箇所の復旧作業に当たらせていただいておりますが、改めまして住民の皆様のご暮らしと生命及び財産を守るために、各地域の特性に合ったきめ細かい防災計画をつくり上げていかねばならないと考えているところであります。

一方、町の活性化への面では、7月に竜王インター近くの大規模商業施設の増床工事が完了し、近畿ではトップクラスの施設となり、休日には大勢のお客様にぎわっています。また、同インター近くにW社の流通センターが建設され営業を

開始されましたし、鏡工業地ではA社も操業を始めておられます。

町内では、以上のことをあわせますと、本年度750名以上の雇用が生まれましました。続いて、滋賀竜王工業団地もいよいよ造成工事が始まることとなります。平成27年に第1期分譲となりますが、県としっかり連携の上、優良企業の誘致を図っていかねばならないと考えております。

先日、11月6日に大阪で開催された「びわこ立地フォーラム」では、約70社の企業が集まれ、私もその場で竜王町と工業団地をアピールいたしました。今は工業団地造成の工事がよどみなく進行することを願うばかりであります。

回顧の3点目に触れさせていただかねばならない財政面ではありますが、平成24年度決算数字をもって、ようやくにいたしまして実質公債費比率が18%を下回り、16.7%に改善となったことは、行財政改革への取り組みの成果と、一昨年来の税収の伸びが相まってのものであり、将来負担比率の改善と、あわせて改めて財政健全化に向かって御理解と御協力をいただいた住民の皆さんに感謝を申し上げる次第ではありますが、本町の実態はまだまだ厳しい状態であることを認識しておかねばなりません。

現時点で一般会計、特別会計合計して110億円の起債残高を抱え、年間6億円前後の返済がこの先もずっと続くこと、25年度当初予算において歳入歳出の差が4億5,000万円発生し、財政調整基金の取り崩しにて収支バランスを合わせねばならなかった実態や、この先膨らむ医療費を含む社会保障費や町内諸施設の老朽化に伴う費用等を考え合わせますと、この先も予断を許さない状況が続くと見ておく必要があり、既に新年度予算に取りかからねばならない時期でありますので、財政面でそれぞれの数字が持つ意味をいま一度しっかり分析、熟考の上、編成の作業に当たらねばならないと考えているところであります。

以上、本年を振り返り、不祥事に関してのこと、活性に向かったの内容と財政面での3面を総合してみますと、年初に申し上げた、本年は臥竜の状態から昇竜の年に持っていきたいと強く誓ったのですが、文字どおりプラス面とマイナス面が大きく交錯する激動の1年ではなかったかと申せます。

12月は別名極月とも言われますが、極月の名のとおり、1年をきわめ謙虚に反省することから、足元を固め直し次なる新しい一步を踏み出さねばならない大事な年末のときではなかろうかと存じます。

本定例会にて、この意を含めて議員各位の格段の御指導をお願いする次第であ

ります。

本定例会では、条例の案件が10件、補正予算の案件が7件、動産の取得について1件、指定管理の案件が11件、本町が加入する一部事務組合からの協議に関する案件が2件、その他2件、合計33件の案件を上程させていただきます。

なお、追加案件の提出も予定させていただいております。

何とぞ慎重なる御審議を賜り、お認めを賜りますようお願い申し上げます、開会の御挨拶とさせていただきます。どうかよろしくようお願い申し上げます。

**○議長（蔵口嘉寿男）** これより本日の会議を開きます。

皆さんのお手元に議会諸般報告書を配付いたしましたので、よろしくお願いたします。なお、説明は省略いたしますので、御了承願います。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### **日程第1 会議録署名議員の指名**

**○議長（蔵口嘉寿男）** それでは、日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第118条の規定により、11番 菱田三男議員、1番 小森重剛議員を指名いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### **日程第2 会期の決定**

**○議長（蔵口嘉寿男）** 日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から12月20日までの16日間といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

**○議長（蔵口嘉寿男）** 御異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日から12月20日までの16日間と決定いたしました。

なお、会期中の日程につきましては、お手元に配付いたしました日程表により会議を進めてまいりたいと思いますので、御協力のほどをお願い申し上げます。

それでは、これより議事に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第 3 議第 79号 竜王町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例**

**日程第 4 議第 80号 竜王町災害対策基金条例**

**日程第 5 議第 81号 竜王町国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例**

**日程第 6 議第 82号 竜王町介護保険条例の一部を改正する条例**

|       |        |                                          |
|-------|--------|------------------------------------------|
| 日程第 7 | 議第 83号 | 竜王町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する<br>条例           |
| 日程第 8 | 議第 84号 | 竜王町農村下水道使用料条例の一部を改正する条例                  |
| 日程第 9 | 議第 85号 | 竜王町下水道使用料条例の一部を改正する条例                    |
| 日程第10 | 議第 86号 | 竜王町公共下水道事業に係る受益者の負担に関する条例<br>の一部を改正する条例  |
| 日程第11 | 議第 87号 | 竜王町給水条例の一部を改正する条例                        |
| 日程第12 | 議第 88号 | 竜王町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条<br>例の一部を改正する条例 |
| 日程第13 | 議第 89号 | 平成25年度竜王町一般会計補正予算（第4号）                   |
| 日程第14 | 議第 90号 | 平成25年度竜王町国民健康保険事業特別会計（事業勘<br>定）補正予算（第2号） |
| 日程第15 | 議第 91号 | 平成25年度竜王町国民健康保険事業特別会計（施設勘<br>定）補正予算（第3号） |
| 日程第16 | 議第 92号 | 平成25年度竜王町学校給食事業特別会計補正予算（第<br>1号）         |
| 日程第17 | 議第 93号 | 平成25年度竜王町下水道事業特別会計補正予算（第3<br>号）          |
| 日程第18 | 議第 94号 | 平成25年度竜王町介護保険特別会計補正予算（第3<br>号）           |
| 日程第19 | 議第 95号 | 平成25年度竜王町水道事業会計補正予算（第4号）                 |
| 日程第20 | 議第 96号 | 動産の取得について                                |
| 日程第21 | 議第 97号 | 指定管理者の指定につき議決を求めることについて                  |
| 日程第22 | 議第 98号 | 指定管理者の指定につき議決を求めることについて                  |
| 日程第23 | 議第 99号 | 指定管理者の指定につき議決を求めることについて                  |
| 日程第24 | 議第100号 | 指定管理者の指定につき議決を求めることについて                  |
| 日程第25 | 議第101号 | 指定管理者の指定につき議決を求めることについて                  |
| 日程第26 | 議第102号 | 指定管理者の指定につき議決を求めることについて                  |
| 日程第27 | 議第103号 | 指定管理者の指定につき議決を求めることについて                  |
| 日程第28 | 議第104号 | 指定管理者の指定につき議決を求めることについて                  |
| 日程第29 | 議第105号 | 指定管理者の指定につき議決を求めることについて                  |
| 日程第30 | 議第106号 | 指定管理者の指定につき議決を求めることについて                  |



- 日程第 3 1 議第 1 0 7 号 指定管理者の指定につき議決を求めることについて
- 日程第 3 2 議第 1 0 8 号 滋賀県市町土地開発公社の解散について
- 日程第 3 3 議第 1 0 9 号 八日市布引ライフ組合規約の変更につき議決を求めることについて
- 日程第 3 4 議第 1 1 0 号 東近江行政組合規約の変更につき議決を求めることについて
- 日程第 3 5 議第 1 1 1 号 平成 2 4 年度滋賀県自治会館管理組合一般会計歳入歳出決算認定について

○議長（蔵口嘉寿男） 日程第 3 議第 7 9 号から日程第 3 5 議第 1 1 1 号までの 3 3 議案を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。竹山町長。

○町長（竹山秀雄） ただいま一括上程いただきました議第 7 9 号から議第 1 1 1 号までの 3 3 議案につきまして順を追って提案理由を申し上げます。

まず、議第 7 9 号から議第 9 6 号までの 1 8 議案につきまして提案理由を申し上げます。

議第 7 9 号、竜王町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましては、財団法人滋賀県教職員互助会が一般財団法人滋賀県教職員互助会へ移行したことから、竜王町職員の給与に関する条例中で引用しております箇所について一部改正を行うものでございます。

次に、議第 8 0 号、竜王町災害対策基金条例につきましては、災害時における応急対策や復旧に加え、被災者または被災地への支援等についての財源を確保し、災害に対する迅速な対応や災害からの早期復興に係る事業に充てるため、今回、竜王町災害対策基金条例を制定し基金を設置するものでございます。

次に、議第 8 1 号、竜王町国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例につきましては、国民健康保険診療所の管理運営に指定管理者制度を導入できるようにするため、竜王町国民健康保険診療所条例の一部を改正するものでございます。

内容といたしましては、指定管理者は、診療業務に加えて施設や設備の維持管理、窓口負担金等の収受などを行うものとし、また、同診療所の診療報酬等については、当該指定管理者の収入として収受させるものとし、

なお、この条例の施行については、平成 2 6 年 1 月 1 日としております。

次に、議第 8 2 号、竜王町介護保険条例の一部を改正する条例につきましては、国税における見直しに合わせ当分の間の措置として、現在の低金利の状況に合わ

せて延滞金の割合を引き下げる内容とした地方税法等の一部を改正する法律が平成26年1月1日から施行されることとなりました。

この法改正等に伴い介護保険料に係る延滞金についても同様の措置を講じるため、竜王町介護保険条例の一部を改正するものでございます。

次に、議第83号、竜王町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例につきましては、国税における見直しに合わせ当分の間の措置として、現在の低金利の状況に合わせて延滞金の割合を引き下げる内容とした地方税法等の一部を改正する法律が平成26年1月1日から施行されることとなりました。

この法改正等に伴い後期高齢者医療保険料に係る延滞金についても同様の措置を講じるため、竜王町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正するものでございます。

次に、議第84号、竜王町農村下水道使用料条例の一部を改正する条例につきましては、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律が平成24年8月22日に公布され、消費税及び地方消費税の税率改正が平成26年4月1日から施行されることに伴い農村下水道使用料の算定に係る規定について改正を行うものでございます。

なお、農村下水道使用料における新税率の適用につきましては、平成26年4月使用分からとなります。

次に、議第85号、竜王町下水道使用料条例の一部を改正する条例につきましては、先ほど御提案申し上げました議第84号、竜王町農村下水道使用料条例の一部を改正する条例の提案理由及び改正趣旨と同様でございます。消費税及び地方消費税の税率改正に伴い下水道使用料の算定に係る規定について改正を行うものでございます。

なお、下水道使用料につきましては、法律中に経過措置が規定されておりました。本町の下水道使用料におきましては、平成26年4月使用分まで旧税率が適用され、平成26年5月使用分から新税率が適用されます。

次に、議第86号、竜王町公共下水道事業に係る受益者の負担に関する条例の一部を改正する条例につきましては、国税における見直しに合わせ当分の間の措置として、現在の低金利の状況に合わせて延滞金の割合を引き下げる内容とした地方税法等の一部を改正する法律が平成26年1月1日から施行され

ることとなりました。

この法改正等に伴い公共下水道事業に係る受益者の負担の延滞金についても同様の措置を講じるため、竜王町公共下水道事業に係る受益者の負担に関する条例の一部を改正するものでございます。

次に、議第 87 号、竜王町給水条例の一部を改正する条例につきましては、先ほど御提案申し上げました議第 84 号、竜王町農村下水道使用料条例の一部を改正する条例及び議第 85 号、竜王町下水道使用料条例の一部を改正する条例の提案理由及び改正趣旨と同様でございます。消費税及び地方消費税の税率改正に伴い水道料金及び加入金の算定に係る規定について改正を行うものでございます。

なお、水道料金につきましては、法律中に経過措置が規定されておりまして、本町の水道料金におきましては、平成 26 年 4 月使用分まで旧税率が適用され、平成 26 年 5 月使用分から新税率が適用されます。

次に、議第 88 号、竜王町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、消防団員の任命に関する規定について、上位法である消防組織法の規定と整合を図るため、今回条例の一部を改正するものでございます。

次に、議第 89 号、平成 25 年度竜王町一般会計補正予算（第 4 号）につきましては、現在お認めをいただいております補正予算（第 3 号）までの歳入歳出予算額が 64 億 4,016 万 8,000 円でございます。今回、この総額から歳入歳出それぞれ 7 億 116 万 4,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 57 億 3,900 万 4,000 円とさせていただくものでございます。

今回の補正予算の主な内容といたしましては、総務費の一般管理費における臨時職員賃金、住民税税法改正システム対応業務委託料、町税過年度過納還付金のそれぞれ増額、災害時要援護者支援システム整備業務委託料及び災害時要援護者支援用備品の追加、福祉医療扶助費、介護保険特別会計繰出金のそれぞれ増額、子ども・子育て支援新制度システム整備業務委託料の追加、土木総務費において薬師地先における下水道敷設に伴う道路取得に向けた役務費の追加、河川愛護作業補助金の増加、竜王インター周辺地区整備費における委託料、工事請負費のそれぞれ減額、公有財産購入費の増額、災害対策費における被服費の追加、諸支出金として財政調整基金積立金の増額、災害対策基金積立金の追加などでございます。

また、人件費補正につきましては、6 月の給与条例改正の反映に加えて、それ

ぞれ科目ごとに執行と今後の見込みも含めて増減し、結果として減額をさせていただくものでございます。

続きまして、債務負担行為補正につきましては、今補正予算において、追加といたしまして、広報りゅうおう印刷業務から学校給食センター調理員等赤痢菌ほか検査業務までの14件を計上しましたほか、竜王町雪野山史跡広場「妹背の里」指定管理業務から竜王町都市公園施設（竜王町総合運動公園）指定管理業務までの10件につきましては、町内の各公共施設における指定管理者の更新に係るものについて計上いたしております。

また、変更といたしましては、竜王インター周辺地区整備事業において債務負担行為として設定していた期間の変更及び設定した金額の変更に係るものでございます。

次に、議第90号、平成25年度竜王町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）につきましては、現在お認めをいただいております補正予算（第1号）までの歳入歳出予算額が10億5,901万9,000円でございます。今回、この総額に歳入歳出それぞれ1億191万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億6,093万1,000円といたしたいものでございます。

歳出予算の内容といたしましては、国保調整交付金帳票の変更に伴うシステム変更委託料、国保運営協議会の委員改選による委員報酬がそれぞれ増額でございます。また、一般被保険者の医療費の増加に伴い、保険給付費のうち一般被保険者療養給付費、審査支払手数料、一般被保険者高額療養費がそれぞれ増額でございます。加えて、額の確定により後期高齢者支援金が減額、人間ドック検診補助金の申請者数の増加に伴い、保健衛生普及費が平成24年度療養給付費等負担金の額の確定により諸支出金の療養給付費等負担金精算返還金がそれぞれ増額でございます。

歳入予算の内容といたしましては、歳出の保険給付費及び後期高齢者支援金の財源として国庫支出金、県支出金、繰越金がそれぞれ増額でございます。また、平成26年度に実施いたします特定健康診査業務及び若年健康診査業務並びに特定健診啓発資料一式作成業務を円滑に進めるため、債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

次に、議第91号、平成25年度竜王町国民健康保険事業特別会計（施設勘定）補正予算（第3号）につきましては、現在お認めをいただいております補正

予算（第2号）までの歳入歳出予算額が医科8,375万7,000円でございます。今回、この総額に歳入歳出それぞれ781万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,156万7,000円といたしたいものでございます。

歳出予算の内容といたしましては、医科診療所の診療、施設等管理業務について指定管理者制度を導入時には、投薬等については、院外処方による医薬分業としたいことから、これにかかる経費を増額するものでございます。

内訳は、医療施設と薬局の同一敷地内設置は法律上できないことから、診療所用地の分筆等の委託料といたしまして106万円、工事請負費としまして車庫の撤去費、橋の拡幅、駐車場舗装等について675万円でございます。

歳入予算の内容といたしましては、財政調整基金繰入金781万円をもって充てるものでございます。

次に、議第92号、平成25年度竜王町学校給食事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、現在お認めをいただいております当初予算の歳入歳出予算額が5,800万円でございます。今回、この総額に歳入歳出それぞれ162万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,962万6,000円といたしたいものでございます。

補正予算の内容といたしましては、歳入では、各校園等の給食費負担金の実績見込みに基づき115万7,000円の増額、繰越金44万9,000円の増額、諸収入2万円の増額でございます。

歳出におきましては、資材費における主食費、副食費について162万6,000円の増額でございます。

次に、議第93号、平成25年度竜王町下水道事業特別会計補正予算（第3号）につきましては、現在お認めをいただいております補正予算（第2号）までの歳入歳出予算額が6億4,345万円でございます。今回、この総額に歳入歳出それぞれ84万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億4,429万9,000円といたしたいものでございます。

補正予算の主な内容といたしましては、農業集落排水事業費の施設管理費における電気料及び施設管理基金積立金のそれぞれ増額、前課税期間の消費税納税額の確定により増額、琵琶湖流域下水道事業負担金の増額、あわせて地方債補正において流域下水道事業債の増額でございます。

次に、議第94号、平成25年度竜王町介護保険特別会計補正予算（第3号）

につきましては、現在お認めをいただいております補正予算（第2号）までの歳入歳出予算額が6億9,960万4,000円でございます。今回、この総額に歳入歳出それぞれ6,784万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億6,745万円といたしたいものでございます。

補正予算の主な内容といたしましては、共同電算処理事務等にかかる手数料及び運営協議会委員報酬のそれぞれ増額でございます。また、要介護状態区分の重度化により要支援認定者数が減少し要介護認定者が増加していることなどから、保険給付費といたしまして、居宅介護、施設介護、地域密着型介護の各サービス給付費、居宅介護サービス計画給付費、高額介護サービス給付費及び審査支払手数料がそれぞれ増額です。また、地域支援事業費といたしまして、配食サービス見守り事業委託料の増額です。

歳入におきましては、保険給付費の増額に見合う国、県、支払基金など公費負担分並びに一般会計繰入金、繰越金の増額、地域支援事業費の増額に伴う一般会計繰入金の増額でございます。

次に、議第95号、平成25年度竜王町水道事業会計補正予算（第4号）につきましては、平成25年度竜王町水道事業会計の第3条で定めました収益的収入の既決予定額3億2,427万4,000円に今回17万1,000円を増額し3億2,444万5,000円に、また収益的支出の既決予定額3億3,156万4,000円に今回641万4,000円を増額し、3億3,797万8,000円といたしたいものでございます。

補正予算の内容といたしましては、収益的収入につきましては、雑収益といたしまして貯蔵品の処分に伴います差額収益17万1,000円を増額するものでございます。また、収益的支出につきましては、総係費といたしまして西横関水源地公図訂正に係る業務委託料41万4,000円、資産減耗費といたしまして貯蔵品処分に伴います費用600万円をそれぞれ増額するものでございます。

次に、議第96号、動産の取得についてにつきましては、学校給食センター調理機器整備事業による調理機器備品（真空冷却機）の購入でございまして、去る11月15日執行の指名競争入札の結果、滋賀県近江八幡市加茂町379番地、株式会社滋賀厨房代表取締役、塩田公代より金額798万円で取得することについて、地方自治法第96条第1項第8号及び竜王町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議決をお願いするものでございます。

物品の内容は、真空冷却機1台、それに附帯します蒸気ボイラー1台でございます。納期につきましては、平成26年2月28日でございます。

以上、議第79号から議第96号までの18議案につきまして提案理由を申し上げたところでございますが、議第89号及び議第93号につきましては、詳細について担当課長より説明させますので、よろしく御審議を賜り、御承認いただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

**○議長（蔵口嘉寿男）** 奥総務課長。

**○総務課長（奥 浩市）** ただいま町長から平成25年度竜王町一般会計補正予算（第4号）の内容について提案理由の説明があったわけでございますが、さらにその内容について、お手元配付の補正予算の概要により説明させていただきます。

歳出補正予算のほうから御説明をさせていただきます。

一般管理費における臨時職員賃金について440万円を増額させていただくものでございます。当初予定をしておりますませんでした育児休業対応や水道事業において制度改正等事務事業執行に係る補強分等について増額するものでございます。

続きまして、住民税税法改正システム対応業務委託料518万4,000円の追加につきましては、平成26年4月の個人住民税の制度改正に対応するためのシステム改修に要する分でございます。

続きまして、町税過年度過納還付金でございますが、現時点での還付が確定している分等について100万円を増額するものでございます。

続きまして、災害時要援護者支援システム整備業務委託料116万7,000円及び災害時要援護者支援用備品383万3,000円でございます。こちらにつきましては、災害時における避難等について支援を必要とする方々に関する情報について、住民基本台帳や介護保険、また障害者等がそれぞれ保有しております情報を一元化しまして、災害時要援護者台帳として整備し、管理運用するためのシステム導入に係る分でございます。

なお、この台帳システム整備に係る経費につきましては、県からのしが地域支え合いづくり促進事業補助金（10分の10）の充当を予定しております。

続きまして、福祉医療扶助費でございます。こちらにつきましては、今年度これまでの執行状況を踏まえつつ、今後の執行を想定する中で、予算が不足すると予測されます分1,823万1,000円を増額するものでございます。

続きまして、介護保険特別会計繰出金でございますが、介護保険特別会計における各介護サービス等給付費の増加等に係る一般会計負担分879万2,000

円の増額でございます。

続きまして、子ども・子育て支援新制度システム整備業務委託料でございますが、平成27年4月から子ども・子育て関連3法に基づいて施行される子ども・子育て支援新制度について、その運用に必要となる支給認定や請求、審査、支払い等に係るシステム整備に要する分1,350万円の追加でございます。

なお、このシステム整備に係る経費につきましても、県からの子育て支援環境緊急整備事業費補助金（10分の10）の充当を予定しております。

続きまして、土木総務費における役務費116万円でございますが、町内大字薬師地先の希望が丘団地における下水道敷設にかかって、これまでから課題となっておりました土地の権利関係等に関する件について、弁護士等と協議を重ねた結果、必要となる道路を町が取得する方向で裁判所に対して申し立てを行うことといたしまして、今回これに向けた関係土地の鑑定及び裁判所への申し立てに先立って納める必要がある予納金とする分でございます。

続きまして、河川愛護作業補助金227万8,000円でございますが、町内関係集落においてお取り組みいただいております除草等の河川環境整備につきまして、今年度から大型重機を使用した草刈りが補助対象となりましたことから、これに係る増加分でございます。

続きまして、竜王インター周辺地区整備費における各業務でございますが、今回の補正の主たる要因といたしましては、一つが詳細設計の遅延による施工工程の変更でございます。委託料として2億6,592万円の減額でございます。また、工事請負費として6億9,434万円の減額でございます。また、公有財産購入費につきましては、取得する土地の面積が詳細設計を受けて増加したことに加えて、予算における算定単価と鑑定評価を受けた実際に使用する単価との差額1億9,319万2,000円を追加するものでございます。

続きまして、災害対策費における被服費400万円でございますが、さきの6月定例会において条例改正を行いました町職員給与の削減によって生じた分の使途といたしまして、今回の補正予算案において計上いたしますうちの一つでございます。今後、竜王町内や近隣等の他の市町において災害が発生した際にこれまでも同様ですが、町職員が直接現場にて作業や支援に当たることとなりますが、この際において一般住民を含めた周囲の方々に作業や支援に当たっている者であること、また竜王町の職員であることを知らせるために、今般、防災服の整備を行うために要する分でございます。



なお、6月定例会における給与条例改正により生じた分といたしましては、一般会計及び特別会計を合わせた総額は2,200万円でございますが、このうちの400万円について、今申し上げた防災服の整備を、またこちらも今後本町や他の市町において甚大な災害が発生した際に、緊急的な措置に係る財源として、また他の市町に対する支援に係る財源として活用することを目的として災害対策基金を造成することとし、これへの積立金として1,500万円、さらには町立図書館における図書の整備に300万円を充当することとしております。

なお、図書の充実に係る300万円につきましては、実際の執行といたしましては、平成26年度から3年間、通常分に上積みしての執行を想定しております。今回の補正予算においては、財政調整基金にこれを一たん積み立てる内容としております。

続きまして、公債費となります償還元金及び償還利子でございますが、こちらにつきましては、平成14年度に発行した臨時財政対策債及び減税補てん債の借り入れに際しての約定において10年後の利率見直しを行う旨の条項を設けておりまして、これの償還開始から10年目となる本年度において利率の見直しを行ったことによるものでございます。

なお、次の財政調整基金積立金340万円のうち300万円及び災害対策基金積立金1,500万円につきましては、先ほど申しあげました職員給与削減に伴い生じた分の用途となるもの、財政調整基金積立金のうち40万円につきましては、平成24年度末に財政調整基金に積み立てた分に係る利息収入の増額分でございます。

また、人件費補正につきましては、職員給与削減に係る分に加えまして、本年4月、またこれ以降の職員の異動や退職等に伴う分及び時間外手当等について、それぞれ科目ごとに今後の見込みも含めて増減し、結果2,126万5,000円の減額をさせていただくものでございます。

続きまして、歳入補正予算の主なものについて御説明させていただきます。

まず、国庫支出金につきましては、社会資本整備総合交付金が竜王インター周辺整備事業において平成25年度事業に充当するための分として国から交付内示を受けた額に合わせるため1億496万円の減額でございます。

県支出金のうち、しが地域支え合いづくり促進事業補助金500万円につきましては、災害時要援護者支援システムの整備に係る分の追加でございます。福祉医療費補助金につきましては495万2,000円の増額、子育て支援環境緊急

整備事業費補助金につきましては、子ども・子育て支援新制度の運用に係るシステム整備に充当する分1, 300万円の追加、加えて河川愛護活動事業委託金が227万8, 000円の増額等でございます。また、加えて前年度繰越金が2, 833万9, 000円の増額、諸収入では、竜王インター周辺地区整備協力金について施工工程の変更により6億5, 112万円の減額でございます。

続きまして、債務負担行為補正について説明をさせていただきます。

今回の補正予算におきましては、まず平成26年度の年度当初からの実施が求められる各業務について、平成25年度中に契約等の事務処理を行う必要があるものとして、広報りゅうおう印刷業務から結核検診業務までの5件及び消防団員用制服等整備業務から学校給食センター調理員等赤痢菌他検査業務までの8件の合計13件について、また国営日野川流域土地改良事業につきましては、国営の各土地改良施設の改修事業について、平成51年度までの長期間に係る債務負担行為の設定を各流域の市町において行うものでございます。

続きまして、竜王町雪野山史跡広場「妹背の里」指定管理業務から竜王町都市公園施設（竜王町総合運動公園）指定管理業務までの10件につきましては、町内の各公共施設における指定管理者の更新に係るもの、また最後の竜王インター周辺地区整備事業につきましては、施工工程の変更に伴い、債務負担行為として設定していた期間の変更及び各年度分として設定した金額の変更に係るものでございます。

以上、まことに簡単ではございますが、平成25年度竜王町一般会計補正予算（第4号）の内容説明といたします。よろしく御審議を賜り、御承認いただきますようお願いいたします。

**○議長（蔵口嘉寿男）** 徳谷上下水道課長。

**○上下水道課長（徳谷則一）** ただいま町長から平成25年度竜王町下水道事業特別会計補正予算（第3号）の内容について提案理由の説明があったわけですが、さらにその内容について、お手元配付の竜王町一般会計及び特別会計の歳入歳出補正予算に関する説明書により説明させていただきます。

それでは、45ページからの下水道事業特別会計補正予算（第3号）の事項別明細書によりまして説明申し上げます。

補正予算の内容につきましては、さきに町長より説明がありましたが、平成25年度の執行調整等をさせていただくものでございます。

まず、歳入の関係でございますが、47ページの財産収入について、農業集落

排水処理施設管理基金利子を1,000円、繰越金を44万8,000円、町債を40万円のそれぞれ増額をさせていただくものでございます。

次に、歳出の関係でございますが、48ページ、農業集落排水事業費の施設管理費について、2地区2処理場の施設管理による電気料が10万円、農業集落排水処理施設管理基金積立金が1,000円のそれぞれ増額でございます。下水道事業費の一般管理費の公課費について、前課税期間の消費税納税額の確定により、今年度の中間申告、納税額が34万8,000円の増額でございます。また、管渠築造費として県施工の流域下水道建設事業の国庫補助対象事業費の増額に伴い、流域下水道事業負担金を40万円増額させていただくものでございます。

次に、議案書の37ページ、第2表の地方債の関係でございますが、地方債の限度額を流域下水道事業で40万円を増額し、3,610万円とさせていただくものでございます。

以上、まことに簡単ではございますが、平成25年度竜王町下水道事業特別会計補正予算(第3号)の内容説明といたします。よろしく御審議を賜り、御承認をいただきますようお願い申し上げます。

**○議長(蔵口嘉寿男)** この際、申し上げます。

ここで午後2時15分まで暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時04分

再開 午後 2時15分

**○議長(蔵口嘉寿男)** 休憩前に引き続き会議を開きます。

竹山町長。

**○町長(竹山秀雄)** 続きまして、上程いただきました議第97号から議第111号につきまして提案理由を申し上げます。

議第97号、指定管理者の指定につき議決を求めることについてにつきましては、竜王町雪野山史跡広場「妹背の里」の指定管理者を指定するに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

指定管理者には、今日まで同施設の指定管理者として四季を通じて豊かな自然環境を生かした事業展開をするなど良好な管理運営業務の実績を持ち、この竜王町雪野山史跡広場「妹背の里」の設置目的を十分に達成するための必要な能力を有し、施設の有効な活用及び適正な運営等が図れる者として公益財団法人竜王町地域振興事業団を指定するものでございます。

なお、指定する期間は、平成26年4月1日から平成31年3月31日までとするものでございます。

次に、議第98号、指定管理者の指定につき議決を求めることについてにつきましては、竜王かがみの里の指定管理者を指定するに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

指定管理者には、竜王町道の駅である竜王かがみの里の設置目的を十分に達成するための必要な能力を有し、施設の有効な活用及び適正な運営等が図れる者として、地域の農業者との連携や地域特産物の商品開発、販売経路開発のノウハウに精通し、農業者等の活力を積極的に活用し、農業と観光を融合させた産業の創造と積極的な集客活動に取り組み、まさに土産土法を積極的に推進しており、今日まで同施設の指定管理者として良好な管理運営業務の実績を有する株式会社みらいパーク竜王を指定するものでございます。

なお、指定する期間は、平成26年4月1日から平成31年3月31日までとするものでございます。

次に、議第99号、指定管理者の指定につき議決を求めることについてにつきましては、竜王町介護予防拠点施設のうち、鶴川ふれあいプラザ、弓削ふれあいプラザ、鏡ふれあいプラザの指定管理者を指定するに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

指定管理者には、竜王町介護予防拠点施設の設置目的を十分に達成するための必要な能力を有し、施設の有効な活用及び適正な運営等が図れる者として、今日まで岡屋ふれあいプラザの指定管理者として同施設の良好な管理運営業務実績と運動による健康支援、予防支援はもとより、文化事業、イベント事業においてもノウハウを有し、地域住民の交流や高齢者の仲間づくり、健康づくり、生きがいづくり、居場所づくりに寄与している公益財団法人竜王町地域振興事業団を指定するものでございます。

なお、指定する期間は、平成26年4月1日から平成31年3月31日までとするものでございます。

次に、議第100号、指定管理者の指定につき議決を求めることについてにつきましては、竜王町介護予防拠点施設のうち、岡屋ふれあいプラザの指定管理者を指定するに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

指定管理者には、今日まで同施設の指定管理者として良好な管理運営の実績を

持ち、この竜王町介護予防拠点施設の設置目的を十分に達成するための必要な能力を有し、施設の有効な活用及び適正な運営等が図れる者として、公益財団法人竜王町地域振興事業団を指定するものでございます。

なお、指定する期間は、平成26年4月1日から平成31年3月31日までとするものでございます。

次に、議第101号、指定管理者の指定につき議決を求めることについてにつきましては、竜王町シルバーワークプラザの指定管理者を指定するに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

指定管理者には、竜王町シルバーワークプラザの設置目的を十分に達成するための必要な能力を有し、施設の有効な活用及び適正な運営等が図れる者として、平成7年4月21日に設立、また平成13年3月30日に公益法人として設立され、平成16年4月からの同施設の指定管理者として良好な管理運営業務の実績を有し、地域の高齢者の就労活動を通じての社会参加の促進のため、高齢者の就業に関する相談及び就業機会の開拓に精通し、積極的な地域貢献を果たしている事業者として公益社団法人竜王町シルバー人材センターを指定するものでございます。

なお、指定する期間は、平成26年4月1日から平成31年3月31日までとするものでございます。

次に、議第102号、指定管理者の指定につき議決を求めることについてにつきましては、竜王町農村運動広場の指定管理者を指定するに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

指定管理者には、竜王町農村運動広場の設置目的を十分に達成するための必要な能力を有し、施設の有効な活用及び適正な運営等が図れる者として、今日まで同施設の指定管理者として良好な管理運営の実績を有し、近隣に設置されている妹背の里と一体的に管理を行い、地域の住民の活力等を積極的に活用した運営の方向性が示されていることから、公益財団法人竜王町地域振興事業団を指定するものでございます。

なお、指定する期間は、平成26年4月1日から平成31年3月31日までとするものでございます。

次に、議第103号、指定管理者の指定につき議決を求めることについてにつきましては、竜王町農林公園施設である交流促進施設「ふれあい広場」、産地形

成促進施設「産地直売所」、農村水辺修景施設「エビス池公園」、公衆便所、農産物処理加工施設の指定管理者を指定するに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

指定管理者には、竜王町農林公園施設の設置目的を十分に達成するための必要な能力を有し、施設の有効な活用及び適正な運営等が図れる者として、農業組織活動の活性化、農産物の流通販売と誘客活動、地域の農業生産者と都市の消費者をつなぎ、土産土法や竜王ブランド事業の展開のノウハウを有し、地域の農業生産者の活力を伸ばす事業を積極的に推進され、今日まで同施設の指定管理者として良好な管理運営業務の実績を有する株式会社みらいパーク竜王を指定するものでございます。

なお、指定する期間は、平成26年4月1日から平成31年3月31日までとするものでございます。

次に、議第104号、指定管理者の指定につき議決を求めることにつきまして、竜王町農村環境改善センターの指定管理者を指定するに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

指定管理者には、竜王町農村環境改善センターの設置目的を十分に達成するための必要な能力を有し、施設の有効な活用及び適正な運営等が図れる者として、山之上生産組合等の地域の農業組織活動の活性化と連携に精通し、今日まで同施設の指定管理者として良好な管理運営業務の実績を有する株式会社みらいパーク竜王を指定するものでございます。

なお、指定する期間は、平成26年4月1日から平成31年3月31日までとするものでございます。

次に、議第105号、指定管理者の指定につき議決を求めることにつきまして、竜王町田園空間博物館施設のうち農村田園資料館の指定管理者を指定するに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

指定管理者には、農村田園資料館の設置目的を十分に達成するための必要な能力を有し、施設の有効な活用及び適正な運営等が図れる者として、山之上農林公園の各施設との相乗効果により農村田園資料館や動物ふれあい広場において集客の増加に努められ、都市と農村の交流促進を進められた実績と今日まで同施設の指定管理者として良好な管理運営業務の実績を有する株式会社みらいパーク竜王

を指定するものでございます。

なお、指定する期間は、平成26年4月1日から平成31年3月31日までとするものでございます。

次に、議第106号、指定管理者の指定につき議決を求めることについてにつきましては、竜王町地域産業研修センターの指定管理者を指定するに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

指定管理者には、今日まで同施設の指定管理者として良好な管理運営業務の実績を持ち、この竜王町地域産業研修センターの設置目的を十分に達成するための必要な能力を有し、施設の有効な活用及び適正な運営等が図れる者として公益財団法人竜王町地域振興事業団を指定するものでございます。

なお、指定する期間は、平成26年4月1日から平成31年3月31日までとするものでございます。

次に、議第107号、指定管理者の指定につき議決を求めることについてにつきましては、竜王町都市公園施設である竜王町総合運動公園の指定管理者を指定するに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

具体的な対象は、屋根付多目的グラウンド、屋外多目的グラウンド、テニスコート並びに体育館、弓道場、プール、採暖室を総称するドラゴンスポーツセンター、ドラゴンスポーツジム、その他といたしましては、しあわせの庭園、芝生広場、冒険の丘、多目的広場、園路、駐車場、食堂・売店等でございます。

指定管理者には、竜王町総合運動公園の設置目的を十分に達成するための必要な能力を有し、施設の有効な活用及び適正な運営等が図れる者として、今日まで同施設の指定管理者として良好な管理運営業務の実績を有し、安全面に配慮した効率的な施設管理を実施され、各種スポーツの有資格者を配置し、地域のスポーツ振興に携わる体制を有している公益財団法人竜王町地域振興事業団を指定するものでございます。

なお、指定する期間は、平成26年4月1日から平成31年3月31日までとするものでございます。

次に、議第108号、滋賀県市町土地開発公社の解散についてにつきましては、滋賀県市町土地開発公社は、公有地の拡大の推進に関する法律に基づき、公共用地、公用地等の取得、管理、処分等を行うことにより、地域の秩序ある整備と住

民福祉の増進に寄与することを目的に昭和49年9月1日に設立し今日に至っておりますが、所期の目的を達成したことから、さき開催されました理事会において平成26年3月31日をもって解散することへの理事の同意を得たところであります。

つきましては、滋賀県市町土地開発公社定款第27条第1項の規定により設立団体の議会の議決を経て滋賀県知事の認可を受けたときに公社は解散すると定めておりますことから、同定款同条同項の規定に基づき議会の議決を求めるところでございます。

次に、議第109号、八日市布引ライフ組合規約の変更につき議決を求めるところについてつきましては、共同処理する事務のうち、新たな火葬場施設整備に関し、八日市布引ライフ組合規約の一部を変更することについて協議したく議会の議決を求めるところでございます。

次に、議第110号、東近江行政組合規約の変更につき議決を求めるところについてつきましては、休日急患診療所の設置及び管理に関する事務につきましては、東近江市のうち平成17年2月11日、合併前の愛東町及び湖東町の地域を除いて共同処理をしておりましたが、今回、東近江市と愛荘町の協議により、新たに旧愛東町及び旧湖東町の区域を加え共同処理をしていくこととなりました。

また、火薬類取締法等に関する市町が処理することとされた事務についても、本来の消防予防業務と密接な関係性があることから、新たに共同処理することとなりました。このことに伴い、東近江行政組合の規約の変更が必要となることから議会の議決を求めるところでございます。

次に、議第111号、平成24年度滋賀県自治会館管理組合一般会計決算認定についてつきましては、滋賀県自治会館管理組合については、平成25年3月31日に設立目的が終了したとして解散され、解散後の事務処理については、旧組合の管理者である野洲市長が承継されました。このたび平成24年度滋賀県自治会館管理組合一般会計について、消滅に際しての決算がされましたので、地方自治法施行令第5条第3項の規定に基づき、去る11月12日に町監査委員による決算審査を終えていただきましたので、その意見を付して議会の認定に付するところでございます。

以上をもちまして議第79号から議第111号までの33議案全てにつきまして、順を追って提案理由を申し上げますので、よろしく御審議を賜り、御承認をいただきますようお願い申し上げます。



○議長（蔵口嘉寿男） 以上で提案理由の説明が終わりました。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第36 議員派遣について

○議長（蔵口嘉寿男） 日程第36 議員派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。竜王町議会会議規則第119条の規定により、お手元に配付のとおり議員を派遣することにいたしたいと思っております。

なお、緊急を要する場合は、議長においてこれを決定いたしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（蔵口嘉寿男） 御異議なしと認めます。

よって、本件はそのように決定いたしました。

なお、派遣された議員は、派遣の結果を議長まで報告していただくようお願いいたします。

以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。

これをもって本日の会議を閉じ、散会いたします。

大変御苦労さまでございました。

散会 午後2時42分